総務財政委員会 令和3年2月26日・3月1日

総務部 資料1番

所管 総務課

## 大田区情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例について

## 1 改正理由

行政不服審査法が抜本的に改正(平成 28 年 4 月 1 日施行)され、新たな行政 不服審査制度の下で大田区情報公開・個人情報保護審査会を運営する中、情報公 開・個人情報保護審査会設置法や東京都情報公開条例等を参考に見直しを行い、 審査会の調査権限の規定等を整備するため、本条例を改正する。

## 2 改正内容

別紙「新旧対照表」のとおり

## 3 施行日

公布の日から施行する。

○大田区情報公開·個人情報保護審查 会条例

> 平成10年10月12日 条例第68号

(設置)

- 第1条 大田区情報公開条例(昭和60年条例 第51号。以下「情報公開条例」という。) 第9条第3項及び第14条第1項並びに大 田区個人情報保護条例(平成10年条例第66 号。以下「個人情報保護条例」という。) 第27条の2第1項の規定による諮問に応 じて審査を行うため、区長の付属機関とし て大田区情報公開・個人情報保護審査会 (以下「審査会」という。)を置く。
- 第2条及び第3条 (略)

(審査会の調査権限)

- 第4条 審査会は、必要があると認める場合 には、実施機関(情報公開条例第2条第1 号及び個人情報保護条例第2条第1号に 規定する実施機関をいう。以下同じ。)に 対し、審査請求(情報公開条例第13条及び 個人情報保護条例第27条に規定する審査 請求をいう。以下同じ。)のあった決定等 に係る公文書又は自己情報の提示を求め ることができる。この場合において、何人 も、審査会に対し、その提示された公文書 又は自己情報の開示を求めることができ ない。
- 2 実施機関は、審査会から前項の規定によ る求めがあったときは、これを拒んではな らない。
- 3 審査会は、必要があると認める場合に は、実施機関に対し、審査請求のあった決 定等に係る公文書に記録されている情報 又は自己情報の内容を審査会の指定する 方法により分類し、又は整理した資料を作 成し、審査会に提出するよう求めることが できる。
- 4 第1項及び前項に定めるもののほか、審 | 第4条 査会は、必要があると認める場合には、

○大田区情報公開·個人情報保護審査 会条例

> 平成10年10月12日 条例第68号

(設置)

第1条 大田区情報公開条例(昭和60年条例 第9条第3項及び第14条第1項並びに大 田区個人情報保護条例(平成10年条例第66

第27条の2第1項の規定による諮問に応 じて審査を行うため、区長の付属機関とし て大田区情報公開・個人情報保護審査会 (以下「審査会」という。)を置く。

第2条及び第3条 (略)

(審査会の調査権限)

査会は、必要があると認める場合には、大 田区情報公開条例第13条及び大田区個人

旧

審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人(行政不服審査法(平成26年法律第68号)第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。)又は実施機関(以下「審査請求人等」という。)にその主張を記載した書面(以下「主張書面」という。)又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実の陳述又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述)

- 第5条 審査会は、<u>審査請求人等</u>の申立てが あった場合には、当該<u>審査請求人等</u>に口頭 で意見を述べる機会を与えるものとする。 ただし、審査会が、その必要がないと認め る場合は、この限りでない。
- 2 前項本文の場合において、<u>審査請求人又</u> <u>は参加人</u>は、審査会の許可を得て、補佐人 とともに出頭することができる。

(主張書面等の提出)

第6条 <u>審査請求人等</u>は、審査会に対し、主 張書面又は資料を提出することができる。 この場合において、審査会が、主張書面又 は資料を提出すべき相当の期間を定めた ときは、その期間内にこれを提出しなけれ ばならない。

(委員による調査手続)

第7条 審査会は、必要があると認める場合には、その指名する委員に、第4条第1項の規定により提示された公文書又は自己情報を閲覧させ、同条第4項の規定による調査をさせ、又は第5条第1項本文の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。

(提出資料の閲覧等)

第8条 <u>審査請求人等</u>は、審査会に対し、審査会に提出された主張書面若しくは資料の閲覧(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)にあっては、記録された

(意見の陳述)

きる。

- 第5条 審査会は、<u>審査関係人</u>の申立てが あった場合には、当該<u>審査関係人</u>に口頭 で意見を述べる機会を与えるものとする。 ただし、審査会が、その必要がないと認め る場合は、この限りでない。
- 2 前項本文の場合において、<u>審査関係人</u> は、審査会の許可を得て、補佐人 とともに出頭することができる。

(主張書面等の提出)

第6条 <u>審査関係人</u>は、審査会に対し、主 張書面又は資料を提出することができる。 この場合において、審査会が、主張書面又 は資料を提出すべき相当の期間を定めた ときは、その期間内にこれを提出しなけれ ばならない。

(委員による調査手続)

第7条 審査会は、必要があると認める場合 には、その指名する委員に、第4条

の規定による

調査をさせ、又は第5条第1項本文の規定による審査関係人の意見の陳述を聴かせることができる。

(提出資料の閲覧等)

第8条 <u>審査関係人</u>は、審査会に対し、審 査会に提出された主張書面若しくは資料 の閲覧(電磁的記録(電子的方式、磁気的 方式その他人の知覚によっては認識する ことができない方式で作られた記録をい う。以下同じ。)にあっては、記録された 事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧)又は当該主張書面若しくは当該資料の写し若しくは当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は交付を拒むことができない。

2及び3 (略)

4 第1項に規定する<u>閲覧又は交付</u>に係る 手数料は、無料とする。

5 (略)

(答申書の送付等)

第9条 審査会は、諮問に対する答申をした ときは、答申書の写しを<u>審査請求人及び参加人</u>に送付するとともに、答申の内容を公 表するものとする。

第10条 (略)

(審査請求の制限)

第11条 この条例の規定による審査会の処 分又はその不作為については、審査請求を することができない。

(守秘義務)

第12条 委員は、職務上知り得た秘密を漏ら してはならない。その職を退いた後も、同 様とする。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項 は、規則で定める。

(罰則)

第14条 第12条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧)又は当該主張書面若しくは当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は交付を拒むことができない。

2及び3 (略)

4 第1項に規定する<u>交付</u>に係る 手数料は、無料とする。

5 (略)

(答申書の送付等)

第9条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査関係人 \_\_\_\_に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

第10条 (略)

(新設)

(守秘義務)

第11条 委員は、職務上知り得た秘密を漏ら してはならない。その職を退いた後も、同 様とする。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項 は、規則で定める。

(罰則)

第13条 第11条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。